

宮城県再犯防止推進計画 概要

第1章 計画の概要

1. 計画の目的

刑法犯認知件数は、平成14年をピークに大きく減少している一方で、再犯者の割合は50%前後を推移している。
本計画に基づき施策を推進することにより、本計画の対象者が、社会において孤立することなく、社会を構成する一員として復帰し、地域に定着できるように支援し、再犯を防止するとともに、県民が犯罪被害を受けることなく安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2. 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として、国の再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）を勘案して策定するものです。

3. 計画の対象者

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者としします。

4. 計画期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までとします。

第2章 基本方針

国の再犯防止推進計画を踏まえて、3つの基本方針を掲げ、7つの重点課題に取り組みます。

1. 3つの基本方針

- （1）地域の状況や社会情勢等に応じ、効果的な支援を実施していきます。
- （2）再犯の防止等に関する取組への県民の理解と関心を醸成していきます。
- （3）国及び市町村、民間団体等と緊密に連携して取り組んでいきます。

2. 7つの重点課題

- （1）就労の確保に関する支援
- （2）住居の確保に関する支援
- （3）福祉サービスの提供による支援
- （4）薬物依存を有する者への支援
- （5）犯罪をした者等の特性に応じた再犯の防止等に関する支援
- （6）非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援
- （7）国及び市町村、民間団体等との連携による支援

第3章 数値目標

宮城県内における刑法犯検挙者数中の再犯者数の減

1,517人 (2018年(平成30年)) → 1,400人以下 (2024年(令和6年))

第5章 計画の推進体制

1. 推進体制

この計画は、国・県・市町村・民間協力者等における再犯防止に係る取組を推進するものであることから、「宮城県再犯防止推進ネットワーク会議」を設置し、刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、行政等が再犯防止に関する事業の実施状況、課題の把握や対策の検討等を行い必要な施策を効果的に進めます。

2. 進行管理

計画の実効性を確保するため、計画に掲げた方向性や指標の推進状況について、定期的に点検しながら評価を行います。また、関連計画の改定状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第4章 施策の方向性

方向性1【就労の確保に関する支援】

- | | |
|-------------------------|---------|
| ① 就労準備支援事業 | 【社会福祉課】 |
| ② 保護観察対象少年に対する職業定着支援 | 【社会福祉課】 |
| ③ 沿岸地域就職サポートセンター事業 | 【雇用対策課】 |
| ④ 若年者就職支援ワンストップセンター設置事業 | 【雇用対策課】 |
| ⑤ みやぎの若者の職業的自立支援対策事業 | 【雇用対策課】 |
| ⑥ 女性・高齢者等新規就業支援事業 | 【雇用対策課】 |
| ⑦ 協力雇用主に対する入札参加資格の優遇措置 | 【契約課】 |

方向性2【住居の確保に関する支援】

- | | |
|--------------------|---------|
| ① 地域生活定着支援センター事業 | 【社会福祉課】 |
| ② 住居確保給付金 | 【社会福祉課】 |
| ③ 一時生活支援事業 | 【社会福祉課】 |
| ④ 宮城県再犯防止推進モデル事業 | 【社会福祉課】 |
| ⑤ 住宅セーフティネット構築推進事業 | 【住宅課】 |

方向性3【福祉サービスの提供による支援】

- | | |
|----------------|---------|
| 地域生活定着支援センター事業 | 【社会福祉課】 |
|----------------|---------|

方向性4【薬物依存を有する者への支援】

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| ① 薬物問題相談及び薬物再乱用防止事業 | 【薬務課】 |
| ② 薬物乱用対策本部事業 | 【薬務課】 |
| ③ 薬物依存集団回復プログラムNICE | 【宮城県精神保健福祉センター】 |
| ④ 薬物依存症からの回復を支援する民間団体との連携 | 【県警銃器薬物対策課】 |
| ⑤ 薬物乱用者に対する再乱用防止に向けた取組 | 【県警銃器薬物対策課】 |

方向性6【非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援】

1. 相談支援体制の充実による非行の未然防止等

- | | |
|----------------|-----------|
| 教育相談充実事業 | 【義務教育課】 |
| いじめ・不登校等対策強化事業 | 【高校教育課】 |
| 特別支援教育研修充実事業 | 【特別支援教育課】 |
- 他5事業

2. 関係機関の連携による非行防止活動の実施

- | | |
|---------------|-------------|
| 青少年育成県民運動推進事業 | 【共同参画社会推進課】 |
| 特別支援教育総合推進事業 | 【特別支援教育課】 |
- 他1事業

3. その他非行防止に関わる支援

- | | | | |
|-------------------|---------|--------|---------|
| 学習支援事業 | 【社会福祉課】 | 非行防止教室 | 【県警少年課】 |
| 少年に対する立ち直り支援・継続補導 | | | 【県警少年課】 |
- 他4事業

方向性5【犯罪をした者等の特性に応じた再犯の防止等に関する支援】

- | | |
|------------------------------|-------------|
| ① ストーカー加害者に関する再犯防止対策事業 | 【県警県民安全対策課】 |
| ② 子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止対策事業 | 【県警県民安全対策課】 |
| ③ 社会復帰アドバイザーの配置 | 【県警暴力団対策課】 |

方向性7【国及び市町村、民間団体等との連携による支援】

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| ① 社会を明るくする運動 | 【社会福祉課】 |
| ② 市町村再犯防止推進計画の策定の促進 | 【社会福祉課】 |
| ③ 宮城県再犯防止推進ネットワーク会議による関係団体との連携 | 【社会福祉課】 |
| ④ 市町村及び福祉関係者への再犯防止活動の啓発 | 【社会福祉課】 |
| ⑤ 少年警察ボランティアとの連携 | 【県警少年課】 |
| ⑥ 広報啓発活動の推進 | 【県警生活安全企画課】 |
| ⑦ 薬物乱用防止に関する広報・啓発活動の推進 | 【県警銃器薬物対策課】 |
| ⑧ 薬物乱用防止啓発事業 | 【薬務課】 |

※方向性に表記している事業は県事業のみであり、国や民間の取組は、計画本文に記載しています。